

第5節 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

1 国民の理解の増進(基本法第20条関係)

- 平成14年度より実施している「豊かな体験活動推進事業」について、平成17年度より、当該事業の中で命の大切さを学ばせるために有効な体験活動についての調査研究を実施。今後、調査研究等の成果をとりまとめた事例集を作成し、全国の教育委員会や学校に普及させる予定。
- 学校における人権教育に関する指導方法等の在り方等について調査研究を行う「人権教育に関する指導方法等に関する調査研究」等を実施し、平成16年6月には「人権教育の指導方法等の在り方について（第一次とりまとめ）」を、平成18年1月には「人権教育の指導方法等に関する調査研究（第二次とりまとめ）」を作成し、都道府県教育委員会、学校等に配布。
- 学校における犯罪抑止教育の充実や子どもへの暴力防止のための参加型学習の促進のため、平成17年1月に「非行防止教室等プログラム事例集」、平成18年5月に「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）」を作成、各教育委員会・学校等に配布。
- 平成17年5月、法曹関係者と教育関係者等から成る「法教育推進協議会」を発足。法教育の更なる普及方法や教材の見直し等について検討中。
- 「犯罪被害者週間」（11月25日～12月1日）において、内閣府主催の第1回「犯罪被害者週間国民のつどい」中央大会を開催するとともに、内閣府・地方公共団体共催の地方大会を3府県（秋田県・神奈川県・大阪府）において開催する予定。また、併せて、犯罪被害者週間と国民のつどいの普及・広報のためのポスターを作成。
- 犯罪被害者等基本法の制定・犯罪被害者等基本計画の策定に係る経緯や基本法・基本計画の概要を記した「犯罪被害者等基本計画紹介パンフレット」や、「犯罪被害者等基本計画広報ポスター」を作成し、広く関係機関等に配布。また、政府広報等を活用した犯罪被害者等基本計画の広報を実施。
- 平成17年6月、警察庁より通達を發出し、運転者に対する講習において交通事故の被害者等の声を紹介することについて、各都道府県警察において積極的に推進するように指示。
- 犯罪被害者等の置かれた状況等に関する国民の理解の程度や必要な配慮の程度、心無い言動等からくる二次的被害に対する認識等について、研究調査を行い、その結果を啓発に利用するため、「犯罪被害者等に関する国民意識調査企画分析会議」を立ち上げ、必要な調査を実施中。
- 養護教諭の行う健康相談活動等に関し、平成17年度は、事件等により心に傷を受けた子どもの心のケアのためのリーフレットを作成。
- 警察による被害者の実名発表、匿名発表について、引き続き適切な発表がなされるよう、基本計画策定直後の平成17年12月28日、警察庁より都道府県警察に対し通達を發出。また、平成18年2月3日には、都道府県警察の広報担当及び捜査主管課課長等を招致した全国会議を開催し、都道府県警察に対して指導。加えて、被害者の実名発表・匿名発表をテーマとして各県の報道責任者からの申入れに対して、警察本部長等が警察の考え方を説明する懇談を実施（平成18年6月末現在、26の県で実施）。
- 平成17年末時点で、すべての都道府県警察で、ホームページを開設して犯罪発生的情勢や不審者に係る情報などの防犯情報を掲載。

犯罪被害者週間について

犯罪被害者等基本計画は、内閣府が、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）」を設定し、当該週間にあわせて、国民に対する啓発事業を集中的に実施することを求めている。

犯罪被害者等が、被害から立ち直り、再び平穩に過ごせるようになるためには、国及び地方公共団体による公的な施策だけでなく、国民、特に犯罪被害者等の属する地域社会のすべての人々の理解と配慮、それに基づく協力が重要であることから、国による具体的な施策の展開に併せ、「車の両輪」として、犯罪被害者等の置かれた状況等についての国民理解の増進を図ることを目的として定められたものである。

内閣府では、基本計画を受け、犯罪被害者週間の実施要綱である「『犯罪被害者週間』の実施について」を定めた。そこでは、実施体制として、内閣府を始め関係省庁が協力して実施をすることや地方公共団体や関係機関・団体にも参加を呼びかけることが、主な実施事項として、犯罪被害者等に係る様々なテーマを議論する啓発事業の開催、様々な主体による啓発事業の推進や様々な広報媒体を通じた広報の推進が、留意事項として、様々な主体との連携・協力、国民各界各層への呼びかけや犯罪被害者週間の趣旨の定着化が盛り込まれている。

「犯罪被害者週間」の実施について

犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穩に過ごせるようになるためには、国及び地方公共団体による施策を十分に措置することのみならず、地域の全ての人々の理解と配慮、そしてそれに基づく協力が重要である。

犯罪被害者等基本計画（平成17年12月27日閣議決定）において、「内閣府において、犯罪被害者週間（毎年11月25日から12月1日まで）を設定し、当該週間にあわせて、啓発事業を集中的に実施する。」こととされた。

このため、今後の犯罪被害者週間の実施については、以下の事項を踏まえて、効果的な活動の展開を図るものとする。

1 目的

犯罪被害者週間は、当該期間における集中的な啓発事業等の実施を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的とする。

2 実施期間

毎年11月25日から12月1日までの1週間

3 実施体制

内閣府をはじめ、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省等の関係省庁が協力し、実施する。また、都道府県及び市町村（以下「地方公共団体」という。）並びに関係機関・団体に対しても、参加を呼びかける。

4 主な実施事項

(1) 犯罪被害者等の置かれた状況等について国民理解の増進を図るための啓発事業の実施

内閣府において、犯罪被害者等の置かれた状況について国民が正しく理解し、国民の協力の下に関係施策が講じられていくよう、国民が犯罪等による被害について考える機会として、毎年、東京及び複数の地域で、関係省庁等の協力を得て、犯罪被害者等に係る様々なテーマを議論する啓発事業を開催する。

(2) 様々な主体による啓発事業の推進

関係省庁、地方公共団体、関係機関・団体等の様々な主体に対して、犯罪被害者週間に関連した各種啓発事業（(1)に掲げるものを除く。）の実施を呼びかける。

(3) 様々な広報媒体を通じた広報の推進

関係省庁、地方公共団体、関係機関・団体等の様々な主体に対して、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、ポスター、インターネット等様々な広報媒体を活用した広報啓発活動の実施を呼びかける。

5 留意事項

(1) 様々な主体との連携・協力

地方公共団体、関係機関・団体等の様々な主体との連携により、犯罪被害者週間にふさわしい啓発事業等の実施に努める。

また、地方公共団体、関係機関・団体等の様々な主体が啓発事業等を効果的に実施できるよう協力する。

(2) 国民各界各層への呼びかけ

犯罪被害者等がその名誉又は平穏を害されることなく、共に地域で生きていけるよう国民が総意で協力する社会を形成していくという視点を持ち、幅広く国民各界各層に対して呼びかけることにより、国民一人ひとりに深く届くよう着実に進める。

(3) 犯罪被害者週間の趣旨の定着化

犯罪被害者週間の実施を契機として、様々な主体による総合的な取組が年間を通じて展開されるような機運の醸成に努めることにより、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、国民全ての理解と配慮、そしてそれに基づく協力が重要であるという意識の定着化を図る。

犯罪被害者週間の初年度となる平成18年度は、内閣府主催の「国民のつどい」中央大会（11月27日）を東京都の三田共用会議所にて行うとともに、地方大会として、内閣府と地方公共団体主催の秋田大会（11月25日）、神奈川大会（11月29日）、大阪大会（12月1日）を開催する予定である。

Column